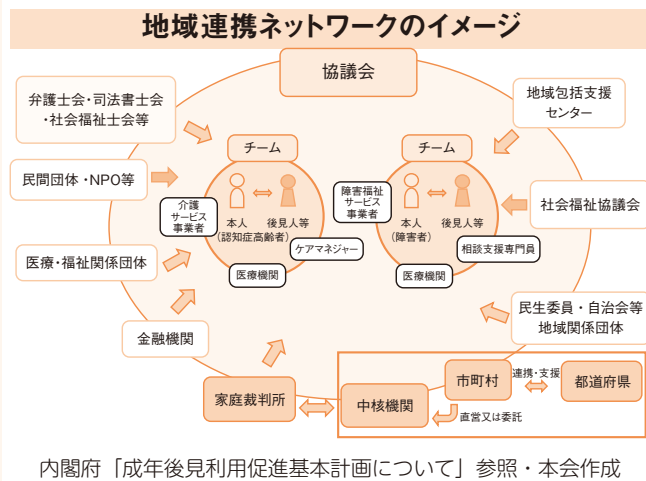


地域連携ネットワークの構築に向けて

― 成年後見利用促進基本計画説明会を開催

9月4日、海老名市文化会館において「成年後見制度利用促進基本計画説明会」を開催しました。

わが国では、現在約20万人が成年後見制度を利用してはいますが、認知症高齢者や知的・精神障害者の増加に加え、これらの方々への経済的な虐待や消費者被害等が増えている状況から、必要な人が本制度の利用につながっていないことや、本人や関係者に制度利用の



内閣府「成年後見利用促進基本計画について」参照・本会作成

を担当する内閣府と、今後事務を引き継ぐ厚生労働省(以下、厚労省)から担当官を招き、利用者の権利擁護を目指した本制度の利用促進に向けて、基本計画の考え方や認知症施策の現状を説明いただきました。また、県内の市町村の成年後見センターなどに関わる県弁護士会の内嶋順一弁護士より「地域連携ネットワークへの期待」についてお話をいただきました。

当日は、行政・福祉関係者に加え、NPO等の法人後見関係者、成年後見に関わる専門職の方など260名を超える参加があり、参加者からは「社会福祉法人が行う法人後見の方向性」や「地域連携

ネットワークの整備による不正防止効果について」、「司法との連携」等の質問が寄せられました。

身上監護を重視した制度の運用に向けては、福祉関係者や後見人がチームとなって本人を見守ることに加え、法律・司法の分野との連携を一層強化し権利擁護の仕組みをより実効性のあるものにしていくことが重要だと考えます。

権利擁護推進部では、今後も国や計画等の動きについて、関係者の皆様方に情報発信していきたいと考えています。

(権利擁護推進部)

参加者の声



結相談所「よろず」
小野田 潤さん

説明会では、社会福祉士として専門職後見人の立場から、この計画をもとに、日頃の活動において今後何を意識してどのように具体的な支援に生かしていけば良いか考えることを目的に参加しました。

副題の「地域連携ネットワークの構築に向けて」ということから、

内閣府、厚生労働省による基本計画の説明、内嶋弁護士の講義において、地域連携ネットワークの構築についてそれぞれの立場から述べられていました。

「ネットワークの構築」という意味は、関係機関や地域の支援者間の顔の見える関係、つながりを作ることだけでなく、関係性が構築された上で、それぞれの専門性を生かし、役割を明確にして、何をどのように支援するかまでの具体性が求められると考えられます。また、関係機関を中心にしたネットワークも重要ですが、内嶋弁護士が講義の中で話されていた「個別支援のネットワーク」が土台となっており、これが重要です。それによって「社会性」を失ってしまった方に対して地域や家族とのつながりの再構築が可能になると思います。

個別支援のチーム、協議体などのネットワーク、中核機関が基本計画の構想どおりに正しく機能し、それを継続することによって、利用者がメリットを実感できる制度となり、結果的に不正防止にもつながるのではないかと思います。